



店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

（口座開設について 省略）

（当社の為替リスク管理について 省略）

お取引について

（1. 省略）

## 2. 取引単位

1）各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位（1Lot）とします。

2）一度の最大発注数量（上限）は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

3）お客様が保有できる建玉の件数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で 3,000 件までとなります（建玉の件数とは Lot 数ではなく、約定件数となります）。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

4）お客様が保有できる建玉限度数量（Lot）は、全通貨ペアの合計で 10,000Lot とし、通貨ペア毎の建玉限度数量（Lot）は、下記の通りとします。なお、全通貨ペア合計の建玉限度数量（Lot）を計算する際、ZAR/JPY については、実際の取引数量の 10 分の 1 として計算します。

<u>USD/JPY</u>	<u>5,000Lot</u>	<u>EUR/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>GBP/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>	<u>AUD/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>NZD/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>	<u>CAD/JPY</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>CHF/JPY</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>ZAR/JPY</u>	<u>10,000 Lot</u>

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

（口座開設について 省略）

（当社の為替リスク管理について 省略）

お取引について

（1. 省略）

## 2. 取引単位

各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位（1Lot）とします。

一度の最大発注数量（上限）は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

また、お客様が保有できる建玉の数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で 3,000 件までとなります（建玉の件数とは Lot 数ではなく、約定件数となります）。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

（新設）

<u>EUR/USD</u>	<u>5,000 Lot</u>	<u>GBP/USD</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>AUD/USD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>NZD/USD</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>EUR/GBP</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>USD/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>USD/CAD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>EUR/AUD</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>EUR/NZD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>EUR/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>GBP/AUD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>GBP/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
		全通貨ペア合計	10,000 Lot

(以下、省略)

(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)

(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)

(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について  
**【金融商品取引業者の概要】** 省略)

**【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】**

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

(以下、省略)

(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)

(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)

(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について  
**【金融商品取引業者の概要】** 省略)

**【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】**

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

<p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：<a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a></p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-<u>1</u> 第二証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 29 年 3 月 25 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：<a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a></p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-<u>13</u> 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	--